

足利市水道管破損事故の費用負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原因者が水道管を破損した場合における水道管の復旧工事に要する費用の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 水道管 足利市が所有又は管理する導水管、送水管、配水管及び給水管並びにこれらに附属する設備をいう。
- (2) 原因者 故意又は過失により水道管を破損した者をいう。
- (3) 指定工事業者 足利市水道事業給水条例(平成9年足利市条例第41号。以下「条例」という。)第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。
- (4) 管理者 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定に基づき、本市の水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

(復旧工事)

第3条 原因者は、水道管を破損したときは、直ちに管理者に報告するとともに、管理者の指示に基づき、当該水道管の復旧工事を行うものとする。この場合において、原因者が指定工事業者でないときは、指定工事業者に当該水道管の復旧工事を依頼するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により原因者が復旧工事を行うことができないときは、原因者に代わって管理者等(及び管理者から依頼された指定工事業者を含む。第6条第2項において同じ。)が復旧工事を行うことができる。

(誓約書)

第4条 管理者は、破損事故発生後、速やかに原因者から誓約書(別記様式第1号)を徴するものとする。

(費用負担、請求等)

第5条 原因者が破損させた水道管の復旧に要する費用(以下「復旧費」という。)は、原因者が負担する。

- 2 管理者は、次条の規定により算定した復旧費を原因者に請求するものとする。
- 3 前項に規定する復旧費の請求は、水道管破損事故復旧費算定通知書(別記様式第2号)及び納入通知書を送付して行うものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、復旧費の請求等に関する手続は、足利市水道事業会計規程(昭和62年水道部管理規程第3号)の定めるところによる。

(復旧費の算定)

第6条 復旧費は、修繕費、損失水量費、断水等処理費、補償費及び事務費の合計額とする。

- 2 修繕費は、第3条第2項の規定により、管理者等が行った復旧工事に要する必要とする。
- 3 損失水量費とは、水道管の破損により流失した水量及び濁水処理のため排泥した水量の合計の対価であって、次の算式により算定した額とする。

$$\text{損失水量費} = \begin{array}{l} \text{別表に定める破損により流失し} \\ \text{た水量及び同表に定める濁水処} \\ \text{理のため排泥した水量の合計} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{条例第24条専用給水装置} \\ \text{口径100~150ミリメートル} \\ \text{4段目料金} \end{array}$$

- 4 断水等処理費は、濁水又は断水が発生した場合に、それを処理するために要した費用とし、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 人件費 事故による濁水又は断水に対応するために出動した職員の人数に、対応に要した時間数及び栃木県が公表する公共工事实設計労務資材単価における土木一般

世話役の日給を下に算出した時間給を乗じて得た額とする。

- (2) 燃料費 濁水又は断水に対応するために出動した公用車が消費した燃料に相当する額とし、次の算式により算定した額とする。

$$\text{燃料費} = \frac{\text{処理のために走行した距離}}{\text{前年度の平均燃費}} \times \frac{\text{当該年度の燃料費予算}}{\text{要求に使用した単価}} \times \frac{100}{110}$$

- (3) 応急給水費 濁水又は断水により、水道使用者に応急給水しなければならない状態になったときに、給水車に積載及び運搬した水量の対価とし、次の算式により算定した額とする。

$$\text{応急給水費} = \frac{\text{給水車に積載及び運搬した水量}}{\text{}} \times \frac{\text{条例第 24 条専用給水装置}}{\text{口径 100~150 ミリメートル 4 段目料金}}$$

- 5 補償費は、水道管の破損により発生した漏水、濁水又は断水が原因となり、水道使用者又は第三者に与えた人的、物的損害及び営業損害に対して、本市が支出した補償費、賠償費及び和解のために要した費用の合計額とする。
- 6 事務費は、修繕費、損失水量費、断水等処理費及び補償費の合計額に 100 分の 20 を乗じた額とする。

(端数計算)

第 7 条 前条の規定により復旧費を算定する場合において、その算定の過程及び算定した額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

破損により流失した水量算定表

口径	破損により流失した水量算定表			濁水処理のため排泥した水量算定表
	漏水量（m ³ /時間）			水量（m ³ /時間）
	破損度 1～30%	破損度 31～60%	破損度 61～100%	
φ 13mm	1.5	3.0	5.0	3.0
φ 20mm	4.8	9.6	16.0	9.6
φ 25mm	8.4	16.8	28.0	16.8
φ 30mm	13.2	26.4	44.0	26.4
φ 40mm	27.6	55.2	92.0	55.2
φ 50mm	48.9	97.8	163.0	97.8
φ 75mm	102.3	204.6	341.0	204.6
φ 100mm	218.1	436.2	727.0	436.2
φ 150mm	633.6	1,267.2	2,112.0	1,267.2
φ 200mm	1,351.2	2,702.4	4,504.0	2,702.4
φ 250mm	2,431.2	4,862.4	8,104.0	4,862.4
φ 300mm	3,928.2	7,856.4	13,904.0	7,856.4
φ 350mm	5,894.1	11,788.2	19,647.0	11,788.2

備考

- 1 口径がφ 350mm 超の水道管については、破損状況に応じて計算する。
- 2 口径がφ 350mm 以下の水道管で、表に規定していない口径の場合は、直近上位の口径を適用する。